

平成25年第1回

石川県議会定例会議案

(その二)

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第2号	平成25年度石川県一般会計予算	1
議案第3号	平成25年度石川県証紙特別会計予算	13
議案第4号	平成25年度石川県土地取得特別会計予算	15
議案第5号	平成25年度石川県母子寡婦福祉資金特別会計予算	17
議案第6号	平成25年度石川県流域下水道特別会計予算	19
議案第7号	平成25年度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算	23
議案第8号	平成25年度石川県就農支援資金特別会計予算	27
議案第9号	平成25年度石川県林業改善資金特別会計予算	31
議案第10号	平成25年度石川県沿岸漁業改善資金特別会計予算	33
議案第11号	平成25年度石川県公営競馬特別会計予算	35
議案第12号	平成25年度石川県港湾整備特別会計予算	37
議案第13号	平成25年度石川県育英資金特別会計予算	41
議案第14号	平成25年度石川県公債管理特別会計予算	43
議案第15号	平成25年度石川県立中央病院事業会計予算	47
議案第16号	平成25年度石川県立高松病院事業会計予算	51
議案第17号	平成25年度石川県水道用水供給事業会計予算	53
議案第18号	平成25年度石川県港湾土地造成事業会計予算	55

議案第2号

平成25年度石川県一般会計予算

平成25年度の石川県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ499,073,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成25年度石川県一般会計歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は45,000,000千円と定める。ただし、借入金額には起債前借及び当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成25年2月25日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成25年度石川県一般会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 県	税	115,700,000 ^{千円}
	1 県民税	44,650,100
	2 事業税	19,817,000
	3 地方消費税	16,160,000
	4 不動産取得税	2,379,000
	5 県たばこ税	1,479,000
	6 ゴルフ場利用税	565,000
	7 自動車取得税	2,019,000
	8 軽油引取税	10,016,000
	9 自動車税	17,832,000
	10 鉱区税	700
	11 狩猟税	12,000
	12 核燃料税	770,000
	13 旧法による税	200
2 地方消費税清算金		22,500,000
	1 地方消費税清算金	22,500,000
3 地方譲与税		17,200,000
	1 地方法人特別譲与税	14,900,000
	2 地方揮発油譲与税	2,150,000
	3 石油ガス譲与税	145,000

議案第一号 平成二十五年度石川県一般会計予算 歳入

款	項	金額
	4 航空機燃料譲与税	5,000
4 地方特例交付金		400,000
	1 地方特例交付金	400,000
5 地方交付税		127,000,000
	1 地方交付税	127,000,000
6 交通安全対策特別交付金		380,000
	1 交通安全対策特別交付金	380,000
7 分担金及び負担金		3,035,268
	1 分担金	159,505
	2 負担金	2,875,763
8 使用料及び手数料		5,060,007
	1 使用料	3,257,630
	2 手数料	1,802,377
9 国庫支出金		49,748,197
	1 国庫負担金	27,140,866
	2 国庫補助金	20,997,373
	3 国庫委託金	1,609,958
10 財産収入		688,787
	1 財産運用収入	484,043
	2 財産売却収入	204,744
11 寄附金		12,500
	1 寄附金	12,500
12 繰入金		27,875,819

款	項	金額
	1 特別会計繰入金	214,018
	2 基金繰入金	27,661,801
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		43,223,421
	1 延滞金、加算金及び過料等	282,760
	2 県預金利子	4,650
	3 貸付金元利収入	29,339,073
	4 受託事業収入	6,068,783
	5 収益事業収入	3,800,000
	6 雑収入	3,728,155
15 県債		86,249,000
	1 県債	86,249,000
歳入合計		499,073,000

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1,156,423
	1 議 会 費	1,156,423
2 総 務 費		51,065,448
	1 総 務 管 理 費	10,796,960
	2 徴 税 費	33,903,706
	3 市 町 村 振 興 費	2,867,679
	4 選 挙 費	1,083,898
	5 防 災 救 助 費	2,137,967
	6 人 事 委 員 会 費	93,099
	7 監 査 委 員 費	182,139
3 企 画 県 民 文 化 費		16,755,497
	1 企 画 振 興 費	12,811,236
	2 県 民 文 化 費	3,944,261
4 健 康 福 祉 費		77,255,333
	1 高 齢 者 福 祉 費	31,593,825
	2 子 育 て 福 祉 費	10,418,622
	3 障 害 福 祉 費	9,219,429
	4 地 域 福 祉 費	14,571,392
	5 健 康 推 進 費	4,837,288
	6 生 活 衛 生 費	210,145
	7 医 薬 看 護 費	6,404,632
5 環 境 費		3,214,651

款	項	金額
	1 環 境 費	3,214,651
6 商 工 勞 働 費		29,035,877
	1 商 工 費	25,307,095
	2 勞 働 費	3,638,373
	3 勞 働 委 員 会 費	90,409
7 観 光 費		12,366,370
	1 観 光 戦 略 推 進 費	12,366,370
8 農 林 水 産 業 費		25,032,478
	1 農 業 費	5,877,398
	2 畜 産 業 費	1,514,957
	3 農 地 費	7,118,463
	4 林 業 費	8,613,513
	5 水 産 業 費	1,908,147
9 土 木 費		55,828,580
	1 土 木 管 理 費	509,451
	2 道 路 橋 り よ う 費	30,642,258
	3 河 川 海 岸 費	9,419,342
	4 港 湾 費	3,029,347
	5 都 市 計 画 費	8,805,625
	6 建 築 住 宅 費	3,422,557
10 警 察 費		24,697,292
	1 警 察 管 理 費	22,959,657
	2 警 察 活 動 費	1,737,635

款	項	金額
11 教 育 費		103,162,636
	1 教 育 総 務 費	9,597,858
	2 小 中 学 校 費	58,588,415
	3 高 等 学 校 費	24,822,415
	4 特 別 支 援 学 校 費	7,708,462
	5 社 会 教 育 費	1,300,140
	6 保 健 体 育 費	1,145,346
12 災 害 復 旧 費		3,790,363
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	1,442,978
2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,347,385	
13 公 債 費		95,512,052
	1 公 債 費	95,512,052
14 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000
歳 出 合 計		499,073,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
地震災害対策緊急整備事業費	平成26年度	89,000 <small>千円</small>
県庁跡地整備事業費	平成26年度	177,000
歴史博物館整備費	平成26年度	1,472,000
石川県社会福祉協議会に係る融資金の損失補償	平成25年度 平成26年度	2,444,000千円及び延納利息相当額
石川県産業創出支援機構が行う地場産業振興センター省エネスマートビル化等事業に係る融資金の損失補償	自 平成25年度 至 平成44年度	762,000千円及び延納利息相当額
石川県産業創出支援機構が行ういしかわフロンティアラボ整備事業に係る融資金の損失補償	自 平成25年度 至 平成44年度	59,000千円及び延納利息相当額
中小企業再生・事業転換支援保証についての石川県信用保証協会との損失補償契約に伴う損失補償	自 平成25年度 至 平成37年度	3,094,000
経営安定対策融資保証等についての石川県信用保証協会との損失補償契約に伴う損失補償	自 平成25年度 至 平成37年度	721,000
ニッチトップ企業等育成融資保証についての石川県信用保証協会との損失補償契約に伴う損失補償	自 平成25年度 至 平成42年度	64,000
離職者等高度人材養成推進事業費	平成26年度	119,000
石川県農業開発公社に係る融資金の損失補償	自 平成25年度 至 平成36年度	2,343,000千円及び延納利息相当額
石川県林業公社が行う造林事業に係る融資金の損失補償	自 平成25年度 至 平成81年度	日本政策金融公庫から貸付けを受ける88,000千円の元利金(遅延損害金を含む)及び損失補償契約に定める損失確定日の翌日から補償履行の日までの利率年11.0%に相当する利息
平成25年度道路建設費	自 平成26年度 至 平成28年度	1,209,000
平成25年度道路整備費	平成26年度 平成27年度	2,720,000
平成25年度公園整備費	平成26年度	30,000
香林坊地下駐車場融資金償還費	自 平成26年度 至 平成37年度	1,180,000
平成25年度高等学校整備費	平成26年度 平成27年度	1,878,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
要介護高齢者対策費	675,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、県財政その他都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、繰上償還又は繰換えすることができるとする。
公害防止費	13,000			
自然環境費	128,000			
中小企業振興費	69,000			
観光振興費	4,076,000			
農業振興費	58,000			
農業農村整備事業費	969,000			
農地防災事業費	216,000			
国直轄土地改良事業費負担金	19,000			
造林費	5,000			
林道費	197,000			
治山費	558,000			
国直轄治山事業費負担金	45,000			
水産業振興費	55,000			
漁港管理費	4,000			
漁港建設費	152,000			
道路建設費	4,241,000			
道路整備費	4,659,000			
国直轄道路事業費負担金	4,199,000			
河川改良費	1,542,000			
国直轄河川事業費負担金	448,000			
河川総合開発事業費	64,000			

議案第一号 平成二十五年石川県一般会計予算 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
河川整備費	153,000			
砂防地すべり対策費	1,216,000			
国直轄砂防事業費負担金	406,000			
砂防地すべり防止施設整備費	66,000			
海岸保全費	188,000			
国直轄海岸事業費負担金	168,000			
港湾管理費	481,000			
港湾改良費	285,000			
国直轄港湾事業費負担金	630,000			
街路事業費	801,000			
都市計画整備費	58,000			
公園整備費	893,000			
公営住宅建設費	34,000			
警察本部費	600,000			
警察施設費	109,000			
刑事警察費	16,000			
交通指導取締費	666,000			
小学校教職員費	1,700,000			
中学校教職員費	400,000			
全日制高等学校管理費	61,000			
定時制高等学校管理費	3,000			
高等学校整備費	2,272,000			
特別支援学校管理費	5,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
体育施設費	223,000			
耕地災害復旧事業費	10,000			
林地荒廃防止施設 災害復旧事業費	126,000			
林道災害復旧事業費	28,000			
漁港災害復旧事業費	26,000			
土木施設災害復旧費	665,000			
国直轄災害復旧費負担金	26,000			
港湾災害復旧費	95,000			
県単土木災害復旧費	40,000			
一般管理費	25,000			
財産管理費	388,000			
防災総務費	477,000			
企画振興総務費	614,000			
国直轄空港事業費負担金	23,000			
交通対策費	6,816,000			
歴史博物館費	534,000			
男女共同参画費	30,000			
臨時財政対策費	42,500,000			
計	86,249,000			

議案第 3 号

平成25年度石川県証紙特別会計予算

平成25年度の石川県証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,506,937千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成25年度石川県証紙特別会計歳入歳出予算」による。

平成25年 2 月25日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成25年度石川県証紙特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 証紙収入		千円 4,506,936
	1 証紙収入	4,506,936
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		4,506,937

歳出

款	項	金額
1 証紙管理費		千円 4,506,937
	1 証紙管理費	4,506,937
歳出合計		4,506,937

議案第 4 号

平成25年度石川県土地取得特別会計予算

平成25年度の石川県土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成25年度石川県土地取得特別会計歳入歳出予算」による。

平成25年 2 月25日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成25年度石川県土地取得特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円 18
	1 財産運用収入	18
2 諸収入		1
	1 雑収入	1
歳入合計		19

歳出

款	項	金額
1 土地取得費		千円 19
	1 土地取得費	19
歳出合計		19

議案第四号 平成二十五年度石川県土地取得特別会計予算

議案第 5 号

平成25年度石川県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成25年度の石川県母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140,300千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成25年度石川県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出予算」による。

平成25年 2 月25日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成25年度石川県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出予算

歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 67
	1 繰 入 金	67
2 貸付金元利収入		86,669
	1 貸付金元利収入	86,669
3 繰 越 金		47,130
	1 繰 越 金	47,130
4 諸 収 入		6,434
	1 雑 入	6,434
歳 入 合 計		140,300
歳 出		
款	項	金 額
1 健 康 福 祉 費		千円 140,300
	1 母子寡婦福祉資金費	140,300
歳 出 合 計		140,300

議案第 6 号

平成25年度石川県流域下水道特別会計予算

平成25年度の石川県流域下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,880,443千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 平成25年度石川県流域下水道特別会計歳入歳出予算」による。

(地方債)

- 第 2 条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

平成25年 2 月25日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成25年度石川県流域下水道特別会計歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		2,054,056
	1 負担金	2,054,056
2 国庫支出金		333,000
	1 国庫補助金	333,000
3 繰入金		260,969
	1 繰入金	260,969
4 諸収入		10,418
	1 雑入	10,418
5 県債		222,000
	1 県債	222,000
歳 入 合 計		2,880,443

歳 出

款	項	金 額
1 流域下水道事業費		2,880,443
	1 建設費	744,344
	2 管理費	1,370,889
	3 公債費	765,210
歳 出 合 計		2,880,443

議案第16号 平成二十五年度石川県流域下水道特別会計予算

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	千円 222,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れの利率の引上げについては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件によ る。ただし、県財政そ の都合により、据置 及び償還期限を短縮 し、繰上償還すること ができる。
計	222,000			

議案第六号 平成二十五年石川県流域下水道特別会計予算

議案第7号

平成25年度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算

平成25年度の石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,043,785千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成25年度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計歳入歳出予算」による。

(地方債)

- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成25年2月25日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成25年度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計歳入歳出予算

歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 93,125
	1 繰 入 金	93,125
2 貸 付 金 元 利 収 入		931,805
	1 貸 付 金 元 利 収 入	931,805
3 繰 越 金		1,641,813
	1 繰 越 金	1,641,813
4 諸 収 入		6,642
	1 雑 入	6,642
5 県 債		370,400
	1 県 債	370,400
歳 入 合 計		3,043,785
歳 出		
款	項	金 額
1 商 工 労 働 費		千円 3,043,785
	1 中 小 企 業 近 代 化 促 進 費	3,043,785
歳 出 合 計		3,043,785

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業近代化資金貸付金	千円 370,400	普通貸借	4.1%以内	独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)の規定による。
計	370,400			

議案第七号 平成二十五年 度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算

議案第 8 号

平成25年度石川県就農支援資金特別会計予算

平成25年度の石川県就農支援資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,083千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成25年度石川県就農支援資金特別会計歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成25年 2 月25日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成25年度石川県就農支援資金特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		8,199
	1 繰入金	8,199
2 貸付金元利収入		22,042
	1 貸付金元利収入	22,042
3 繰越金		4,814
	1 繰越金	4,814
4 県債		16,028
	1 県債	16,028
歳入合計		51,083

歳出

款	項	金額
1 農林水産業費		51,083
	1 就農支援資金費	51,083
歳出合計		51,083

議案第八号 平成二十五年度石川県就農支援資金特別会計予算

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
就農支援資金貸付金	千円 16,028	普通貸借	無利子	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成7年法律第2号)の規定による。
計	16,028			

議案第八号 平成二十五年石川県就農支援資金特別会計予算

議案第9号

平成25年度石川県林業改善資金特別会計予算

平成25年度の石川県林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76,513千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成25年度石川県林業改善資金特別会計歳入歳出予算」による。

平成25年2月25日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成25年度石川県林業改善資金特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		1,511
	1 繰入金	1,511
2 貸付金元利収入		18,421
	1 貸付金元利収入	18,421
3 繰越金		56,578
	1 繰越金	56,578
4 諸収入		3
	1 雑収入	3
歳入合計		76,513

歳出

款	項	金額
1 農林水産業費		76,511
	1 林業改善資金費	76,511
2 予備費		2
	1 予備費	2
歳出合計		76,513

議案第九号 平成二十五年度石川県林業改善資金特別会計予算

議案第10号

平成25年度石川県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成25年度の石川県沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81,093千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成25年度石川県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出予算」による。

平成25年2月25日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成25年度石川県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出予算

歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		1,092
	1 繰 入 金	1,092
2 貸 付 金 元 利 収 入		34,229
	1 貸 付 金 元 利 収 入	34,229
3 繰 越 金		45,771
	1 繰 越 金	45,771
4 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入 合 計		81,093
歳 出		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		81,092
	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 費	81,092
2 予 備 費		1
	1 予 備 費	1
歳 出 合 計		81,093

議案第十号 平成二十五年度石川県沿岸漁業改善資金特別会計予算

議案第11号

平成25年度石川県公営競馬特別会計予算

平成25年度の石川県公営競馬特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,839,393千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成25年度石川県公営競馬特別会計歳入歳出予算」による。

平成25年 2月25日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成25年度石川県公営競馬特別会計歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 収 益 事 業 収 入		10,847,669 <small>千円</small>
	1 収 益 事 業 収 入	10,847,669
2 使 用 料 及 び 手 数 料		4,667
	1 手 数 料	4,667
3 財 産 収 入		89,849
	1 財 産 運 用 収 入	89,845
	2 財 産 売 払 収 入	4
4 諸 収 入		897,208
	1 雑 収 入	897,208
歳 入 合 計		11,839,393

歳 出

款	項	金 額
1 公 営 競 馬 費		11,839,393 <small>千円</small>
	1 公 営 競 馬 費	11,839,393
歳 出 合 計		11,839,393

議案第十一号 平成二十五年度石川県公営競馬特別会計予算

議案第12号

平成25年度石川県港湾整備特別会計予算

平成25年度の石川県港湾整備特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,072,892千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成25年度石川県港湾整備特別会計歳入歳出予算」による。

(地方債)

- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成25年2月25日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成25年度石川県港湾整備特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		271,115
	1 使用料	271,115
2 繰入金		194,377
	1 繰入金	194,377
3 諸収入		64,400
	1 雑収入	64,400
4 県債		543,000
	1 県債	543,000
歳入合計		1,072,892

歳出

款	項	金額
1 港湾整備事業費		1,072,892
	1 管理費	110,151
	2 整備費	300,000
	3 公債費	662,741
歳出合計		1,072,892

議案第十二号 平成二十五年度石川県港湾整備特別会計予算

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業費	千円 543,000	普通貸借又は は証券発行	8.5%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	借入先の融通条件によ る。ただし、県財政その他 の都合により、据置期間 及び償還期限を短縮し、借 若しくは繰上償還又は借 換えすることができ る。
計	543,000			

議案第十二号 平成二十五年石川県港湾整備特別会計予算

議案第13号

平成25年度石川県育英資金特別会計予算

平成25年度の石川県育英資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ362,829千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成25年度石川県育英資金特別会計歳入歳出予算」による。

平成25年 2月25日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成25年度石川県育英資金特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円 1,029
	1 財産運用収入	1,029
2 繰入金		16,582
	1 繰入金	16,582
3 貸付金元利収入		279,591
	1 貸付金元利収入	279,591
4 繰越金		1,999
	1 繰越金	1,999
5 寄附金		2,500
	1 寄附金	2,500
6 諸収入		61,128
	1 雑収入	61,128
歳入合計		362,829

歳出

款	項	金額
1 教育費		千円 362,829
	1 育英資金費	362,829
歳出合計		362,829

議案第十三号 平成二十五年石川県育英資金特別会計予算

議案第14号

平成25年度石川県公債管理特別会計予算

平成25年度の石川県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148,301,517千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 平成25年度石川県公債管理特別会計歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成25年2月25日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成25年度石川県公債管理特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		92,252,517 <small>千円</small>
	1 繰入金	92,252,517
2 県債		56,049,000
	1 県債	56,049,000
歳入合計		148,301,517

歳出

款	項	金額
1 公債費		148,301,517 <small>千円</small>
	1 公債費	148,301,517
歳出合計		148,301,517

議案第十四号 平成二十五年度石川県公債管理特別会計予算

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公債費	56,049,000 <small>千円</small>	普通貸借又は 証券発行	8.5%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れたい資金 の利率を直 し、直後は 当該見直し 後の利率)	借入先の融 通条件によ る。ただし、 都府県債還 期を繰上り し、償還が できなくなる ことのない ようとする。
計	56,049,000			

議案第十四号 平成二十五年石川県公債管理特別会計予算

議案第15号

平成25年度石川県立中央病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度の石川県立中央病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数

一般病床 662床

(2) 年間延患者数

入院患者 192,489人 外来患者 241,316人

(3) 1日平均患者数

入院患者 527人 外来患者 989人

(4) 主要な建設改良事業

医療器械等購入費 1,141,480千円

設備整備費 30,000千円

県立中央病院整備費 378,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益 17,005,938千円

第1項 医業収益 16,392,685千円

第2項 医業外収益 613,233千円

第3項 特別利益 20千円

支 出

第1款 病院事業費用 15,696,080千円

第1項 医業費用 15,486,742千円

第2項 医業外費用 195,021千円

第3項 特別損失 14,317千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額635,190千円は、過年度分損益勘定留保資金632,138千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,052千円で補てんするものとする）。

収 入

第1款 資本的収入	2,119,128千円
第1項 企業債	1,512,000千円
第2項 他会計負担金	600,118千円
第3項 国庫補助金	7,000千円
第4項 固定資産売却代金	10千円

支 出

第1款 資本的支出	2,754,318千円
第1項 病院建設改良費	1,563,480千円
第2項 企業債償還金	1,190,838千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
資産購入費	1,104,000	普通貸借 又は 証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。
施設整備費	408,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。ただし、借入金額には当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 7,655,109千円

(他会計からの補助金)

第8条 病院の運営助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、9,768千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、5,680,458千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
-----	-----	-----

医療器械 手術支援機器 一式

平成25年2月25日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

議案第十五号 平成二十五年石川県立中央病院事業会計予算

議案第16号

平成25年度石川県立高松病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度の石川県立高松病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数

精神病床 400床

(2) 年間延患者数

入院患者 127,567人 外来患者 31,129人

(3) 1日平均患者数

入院患者 350人 外来患者 128人

(4) 主要な建設改良事業

外来診察室等整備費 120,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益 2,909,796千円

第1項 医業収益 2,366,418千円

第2項 医業外収益 543,368千円

第3項 特別利益 10千円

支 出

第1款 病院事業費用 2,741,167千円

第1項 医業費用 2,670,542千円

第2項 医業外費用 70,615千円

第3項 特別損失 10千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額89,363千円は、過年度分損益勘定留保資金89,240千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額123千円で補てんするものとする)。

収 入

第1款 資本的収入 269,175千円

第1項 企業債	87,000千円
第2項 他会計負担金	182,165千円
第3項 固定資産売却代金	10千円
支出	
第1款 資本的支出	358,538千円
第1項 病院建設改良費	129,566千円
第2項 企業債償還金	228,972千円
(企業債)	

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
施設整備費	60,000	普通貸借 又は 証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。
借換債	27,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、900,000千円と定める。ただし、借入金額には当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 1,901,630千円

(他会計からの補助金)

第8条 病院の運営助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,141千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、412,795千円と定める。

平成25年2月25日提出

石川県知事 谷本正憲

議案第17号

平成25年度石川県水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度の石川県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 1日最大給水量	243,860 ^m
(2) 年間有収水量	62,671,230 ^m
(3) 主要な建設改良事業	
固定資産改良費	1,781,634千円
(うち債務負担行為額)	1,170,000千円)
送水施設建設改良事業費	4,540,000千円
(うち債務負担行為額)	500,000千円)

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道用水供給事業収益	6,531,186千円
第1項 営業収益	6,518,780千円
第2項 営業外収益	12,406千円

支 出

第1款 水道用水供給事業費用	5,662,559千円
第1項 営業費用	5,180,235千円
第2項 営業外費用	482,324千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4,835,671千円は、過年度分損益勘定留保資金2,114,060千円、当年度分損益勘定留保資金2,515,310千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額206,301千円で補てんするものとする）。

収 入

第1款 資本的収入	4,458,289千円
第1項 企業債	4,265,000千円
第2項 他会計出資金	92,289千円

第3項 他会計借入金 101,000千円

支 出

第1款 資本的支出 9,293,960千円

第1項 建設改良費 4,651,634千円

第2項 企業債償還金 3,394,326千円

第3項 他会計借入金償還金 1,248,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
固定資産改良費	平成26年度	1,170,000千円
送水施設建設改良事業費	平成26年度	500,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
固定資産改良費	225,000	普通貸借 又は 証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。
送水施設建設改良事業費	4,040,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,500,000千円と定める。ただし、借入金額には当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 590,254千円

(他会計からの補助金)

第9条 水道用水供給事業の運営助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、12,406千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、114,124千円と定める。

平成25年2月25日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

議案第18号

平成25年度石川県港湾土地造成事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度の石川県港湾土地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 土地売却

地区名	売却面積
大田工業用地	730m ²

(2) 土地貸付

地区名	貸付面積
大浜用地	15,049m ²
大田工業用地	2,880m ²
湊町都市再開発用地	3,112m ²

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 港湾土地造成事業収益	22,050千円
第1項 営業収益	8,760千円
第2項 営業外収益	13,290千円

支 出

第1款 港湾土地造成事業費用	11,947千円
第1項 営業費用	11,937千円
第2項 営業外費用	10千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、884,000千円と定める。ただし、借入金額には当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

平成25年2月25日提出

石川県知事 谷 本 正 憲